

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

昨年12月12日、自民党、公明党は「平成26年度税制改正大綱（以下、「与党大綱」）」において、軽減税率を「消費税率10%時に導入する」と盛り込み、消費税率10%への引き上げ時期については、本年末にも総理によってその判断が示される見込みである。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用され、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けている。

わが国においては、世論調査においても明らかな通り、多くの国民が制度の導入に賛成しており、国民的な理解を得ているのが現状である。

よって、政府においては、以上を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。
- 2 軽減税率の導入開始の時期については、関係事業者を含む国民の理解を得たうえで、税率10%時とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員